# 徳島県情報公開審査会答申第104号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は,妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成21年10月30日,異議申立人は,徳島県情報公開条例(平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき,徳島県知事(以下「実施機関」という。)に対し,次の請求を行った。

- 1. 公園に係る水道及び電気工事配置図等の工事施工契約書
- 2. 県と と覚書及び協議書等で,電気・水道の使用を求めた書類

### 2 実施機関の決定

平成21年11月13日,実施機関は,上記請求に対し,次の決定処分を行い,異議申立人に通知した。

- (1) 上記請求中「1.」について, 地区開発事業に関する各種図面を特定し, 一部を非公開とする公文書部分公開決定処分を行った。
- (2) 上記請求中「2.」(以下「本件請求」という。)について,本件請求に係る公文書が不存在であることを理由に,公文書公開請求拒否決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

## 3 異議申立て

平成21年11月18日,異議申立人は,本件処分を不服として,行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき,実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

平成21年11月27日,実施機関は,徳島県情報公開審査会(以下「当審査会」 という。)に対して,当該異議申立てにつき諮問(以下「本件事案」という。)を行っ た。

### 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は,本件処分はあきらかに違法であり速やかな公開を求める,と いうものである。

# 2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると,異議申立ての理由は,概ね次のとおりである。

- (1) 阿南市の情報公開で市の水道本管に接続していない。また, 電力公認メータでなく,電気・水道が使用できるのは, から引かれていると施設管理者に確認した。
- (2) 県の施設に民間施設から電気・水道を引きながら,契約・覚書・協定の書類がないのは納得できない。
- (3) 県職員による違法な職権濫用及び隠蔽工作に対し,職務規定及び倫理規定の見直しと是正の答申等を,審査会に求める。

# 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による処分理由説明を要約すると,本件処分の理由については次のとおりである。

- (1) 公園(以下「本件施設」という。)に係る電気・水道の使用に関し、県と (以下「本件法人」という。)との間で、覚書、協議書、その他これらに類す る公文書は作成していない。
- (2) 以上により,本件請求に対する公文書は存在せず,公開請求を拒否したものである。

# 第5 審査会の判断

当審査会は,本件事案について審査した結果,次のとおり判断する。

#### 1 認定事実

実施機関の説明等により、認定された事実は次のとおりである。

- (1) 土地所有者である徳島県と が,平成3年3月に 銀行を受託者として, 契約を締結した。 銀行は当該 契約に基づき,平成4年8月に,本件施設 と併せて (以下「本件 」という。)の建設を開始し,平成7年7月に本 件 がオープンした。
- (2) このため,建設当時より,電気本線・水道本管(以下「本線等」という。)を本件 に引き込み,そこから本件施設に配線・配管している。
- (3) 契約の解除後,本件施設及び本件 は,それぞれ県及び本件法人に所有権 移転され,現在に至っている。
- (4) 本件施設については, 契約の解除後,本件法人が, 契約に基づき管理し,制度の導入(平成18年度)後現在まで, として管理してきている。
- (5) 実施機関は,本件施設と本件法人との関係について斟酌すべきところ,本件施設に設置されている子メータにより,本件施設における電気・水道の使用量実績が把握できると考え,本件施設の管理上支障がないと判断し,本件法人との間で,電気・水道の使用に関する覚書,協議書,その他これらに類する文書を作成していない

ものである。

# 2 本件処分の妥当性について

- (1) 本件事案において,異議申立人の主張,実施機関の説明及び当審査会の認定事実 を総合しても,本件施設における電気・水道の使用に関し,実施機関と本件法人と の間で,覚書,協議書等の文書が作成された事実があると認められるものは見いだ せない。
- (2) そうすると,かかる文書が作成されておらず存在していない以上,実施機関としては,条例に基づき本件請求を拒否決定とする他ないのであるから,実施機関が行った本件処分は妥当と言わざるを得ない。

# 3 結論

当審査会は,本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果,冒頭の「第1 審査会の 結論」のとおり判断する。

# 4 異議申立人のその他の主張について

その他,異議申立人は,「県職員による違法な職権濫用及び隠蔽工作に対し,職務規定及び倫理規定の見直しと是正の答申等を審査会に求める。」旨,主張するが,当審査会は,実施機関が行った公開等の決定につき,その妥当性を審議する機関であり,当該事項について判断する立場にはない。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日       | 内容                                |
|-------------|-----------------------------------|
| 平成21年11月27日 | 諮問                                |
| 12月18日      | 実施機関からの理由説明書を受理                   |
| 平成22年 1月28日 | 審議(第74回審査会)                       |
| 2月18日       | 実施機関からの口頭理由説明の聴取,審議<br>(第75回審査会)  |
| 3月15日       | 異議申立人からの口頭意見陳述の聴取,審議<br>(第76回審査会) |
|             |                                   |

| 4月23日 | 審議(第77回審査会)                      |
|-------|----------------------------------|
| 5月21日 | 実施機関からの口頭理由説明の聴取,審議<br>(第78回審査会) |
| 6月24日 | 審議(第79回審査会)                      |